

次期広域最終処分場整備 基本計画内容に関する 住民説明会

令和7年10月28日（火）
18:30～20:00
美郷町西郷ニューホープセンター



説明会の流れ

1. 本日の説明会の目的
2. 最終処分場とは
3. 基本計画に関する背景及び目的
4. 次期広域最終処分場の基本方針
5. 埋立計画について
6. 建設候補地の地質について
7. 施設の主な計画
8. 跡地利用について
9. 概算工事費と財源内訳について
10. 事業スケジュールについて
11. 懸念事項の対応等について

1

本日の説明会につきましてですが、今年6月に策定いたしました基本計画を基に、次期広域最終処分場の概要や事業スケジュール、整備を検討している施設のこと、懸念事項への対応等について説明させていただきたいと思います。

なお事務局からの説明が約30分程度、それから質疑応答等に移りまして、最終的に19時半から20時をメドに終了と考えています。

説明会の流れにつきましては、画面のとおりとなります。1. 本日の説明会の目的、2. 最終処分場とは、3. 基本計画に関する背景及び目的、4. 次期広域最終処分場の基本方針、5. 埋立計画について、6. 建設候補地の地質について、7. 施設の主な計画、8. 跡地利用について、9. 概算工事費と財源内訳について、10. 事業スケジュールについて、11. 懸念事項の対応等について、を説明いたします。

なお、お手持ちの資料以外にもスライドでお示しさせていただくこともありますので、ご了承ください。

資料の方より画面の方が見やすい方はそちらを見ていただいて結構です。

説明項目が多いため、なかなか大変かもしれません、よろしくお願いいいたします。

1. 本日の説明会の目的

- ・日向市、門川町、美郷町、諸塙村、椎葉村から集められたごみは、日向市にある清掃センターやリサイクルセンターで処理され、焼却灰やどうしてもリサイクルできないものは、日向市一般廃棄物最終処分場に埋め立てられていますが、満杯となる時期が迫っていることから、**次の最終処分場を整備する必要があります。**
- ・本日は、基本計画の中の整備を検討している施設のこと、今後のスケジュール、懸念事項への対応等を中心に説明します。

2

説明者

前方のスクリーンをご覧下さい。

まず、本日の説明会の目的を共有させていただきます。

日向市、門川町、美郷町、諸塙村、椎葉村、各自治体から集められたごみは、日向市にある清掃センターや、リサイクルセンターで処理され、焼却灰や、どうしてもリサイクル出来ないものは、日向市一般廃棄物、最終処分場にて埋め立てられています。

しかし、処分場が満杯となる時期が迫っていることから、次の最終処分場を建設する必要があり、現在検討を進めています。

そこで本日は、基本計画の中で、整備を検討している施設のこと、今後のスケジュール、懸念事項への対応等についてを中心に説明いたします。

2. 「最終処分場」とは

「最終処分場」は私たちの生活を守る大切な施設です

【埋め立てる物の発生】

各家庭から出されたごみは、清掃センターで燃やされたり、ひゅうがリサイクルセンターで細かく碎くような処理を行っています。その中で再利用できるものは可能な限りリサイクルしていますが、燃やした後の灰や細かく碎かれたガラスのようなものはどうしてもリサイクルできません。

【埋め立てられているもの】

「最終処分場」には、灰やどうしてもリサイクルできなかったガラスや茶わん、土などを埋め立てています。

今回計画している最終処分場は、家庭等から出たごみ(一般廃棄物)を埋め立てる一般廃棄物最終処分場ですので、事業活動で生じる産業廃棄物を持ち込むことはできません。

3

まずははじめに、「最終処分場」とはどのようなものか、をご説明いたします。

「最終処分場」は、私たちの生活を守る、大切な施設です。

各家庭から出されたごみは、清掃センターで燃やされたり、ひゅうがリサイクルセンターで、細かく碎くような処理を行っています。

その中で再利用できるものは、可能な限りリサイクルしていますが、燃やした後の灰や、細かく碎かれたガラスのようなものは、どうしてもリサイクルできません。

「最終処分場」には、このような灰や、どうしてもリサイクル出来なかったガラスや茶わん、土などを埋め立てています。

今回計画している最終処分場は、家庭等から出たごみを埋め立てる、一般廃棄物最終処分場ですので、事業活動で生じる産業廃棄物は、法律で持ち込むことが禁止されています。

3. 基本計画に関する背景及び目的①

- 用地選定は、学識経験者、環境団体、構成市町村民代表、公募委員から構成している用地選定検討委員会にて会議や資料を公開・公表し透明性を確保しながら進めてきました。
- 委員会では、各評価項目に応じて一次候補地34か所、二次候補地12か所、三次候補地3か所と段階的に絞り込み、美郷町花水流区を最終候補地に選定しました。
- 検討結果を受けた正副広域連合長会議にて、最終候補地を決定しました。

4

資料に戻ります。見づらい方は前方を見ていただいても結構です。

資料「次期広域最終処分場基本計画の概要②」の左上「（1）基本計画について」になります。

次期広域最終処分場の用地選定については、学識経験者、環境団体、構成市町村民代表、公募委員から構成している用地選定検討委員会にて、会議や資料を公開・公表し、透明性を確保しながら進めてきました。

この用地選定検討委員会では、各評価項目に応じて一次候補地34か所、二次候補地12か所、三次候補地3か所と段階的に絞り込み、美郷町花水流区を最終候補地に選定しました。

この検討結果を受けた、正副広域連合長会議において、最終候補地を決定しました。

詳細については同じく資料「次期広域最終処分場整備事業の概要①」の左上にあります「（2）段階的な候補地選定」をご覧下さい。

3. 基本計画に関する背景及び目的②

- 令和4年度に最終処分場の概略規模や今後の進め方をまとめた「日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場基本構想」を策定しました。
- 令和5年度に予備調査を候補地にて実施し、美郷町花水流区と最終処分場建設を前提とした調査に対する合意となる「基本合意」を締結しました。
- 令和6年度より地質調査等の本格調査を実施し、令和7年6月に「日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場基本計画」を策定しました。

5

次に進みます。

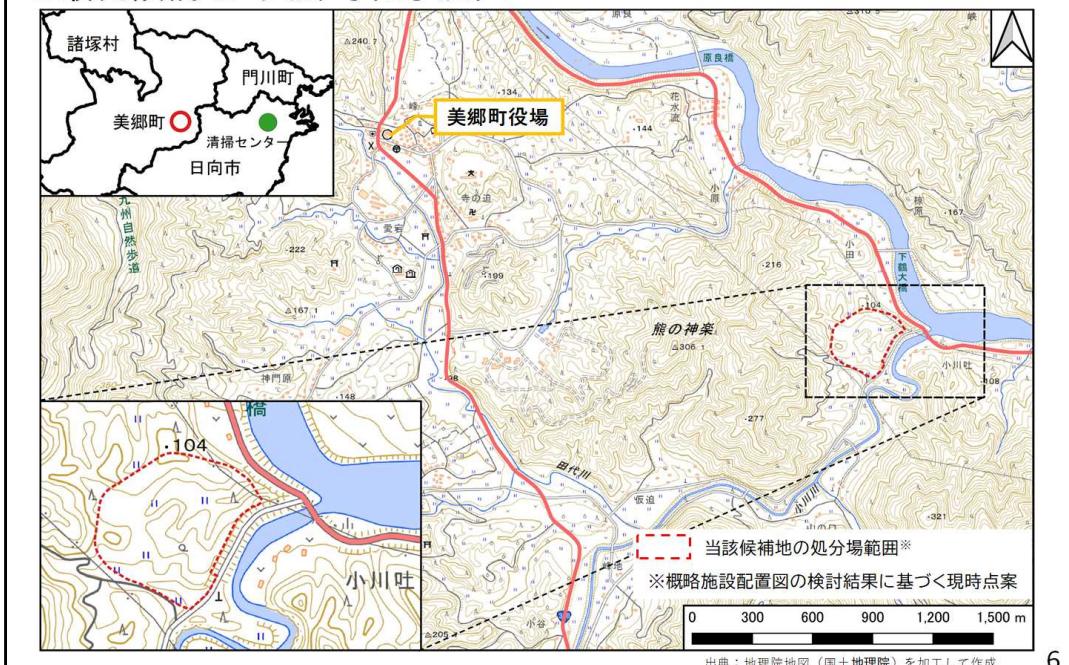
また、令和4年度には最終処分場の概略規模や今後の進め方をまとめた「日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場基本構想」を策定し、

令和5年度には予備調査を実施、候補地の当該区であります花水流区と最終処分場建設を前提とした調査に対する合意となる「基本合意」を締結いたしました。

令和6年度にはその基本合意を基に、地質調査等の本格調査を実施したうえで、整備に関する基本的な内容を整理した、「日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場基本計画」を本年6月に策定したところであります。

3. 基本計画に関する背景及び目的③

●最終候補地 美郷町花水流区



資料「次期広域最終処分場整備事業の概要①」の左下「3) 最終候補地の選定」をごらんください。

こちらは最終候補地の位置図になります。

国道327号線沿いの赤点線枠が最終候補地です。

大内原ダムから約3キロ上流に位置した、丘陵地となっています。

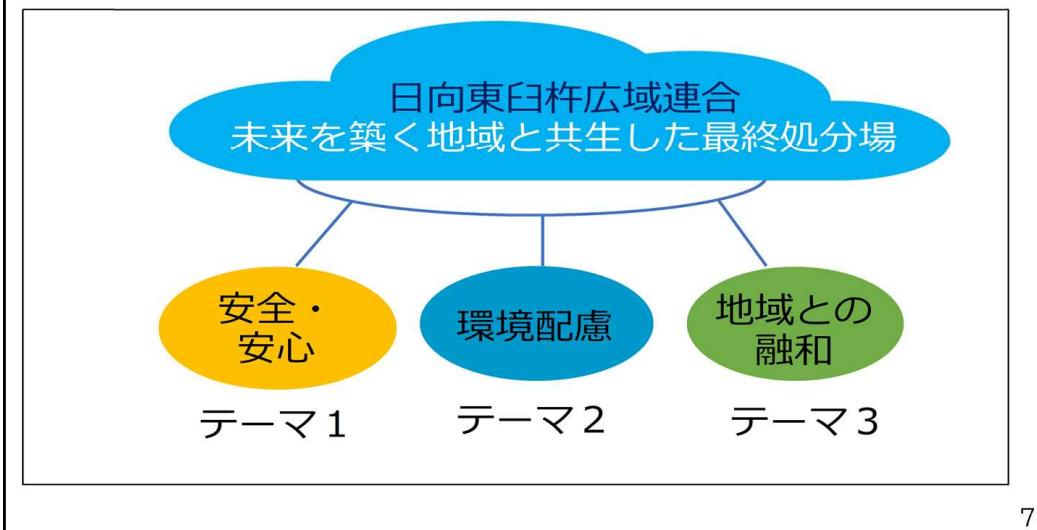
4. 次期広域最終処分場の基本方針

～未来を築く地域と共生した最終処分場～

テーマ1：災害や気候変動に対して強靭な構造を採用した「安全・安心」な施設。

テーマ2：施設内の緑化といった自然環境や生活環境などの「環境に配慮」した施設。

テーマ3：地域に親しみをもって受け入れていただけるように「地域との融和」を考慮した施設。



7

次期広域最終処分場の概要①の右上、次期広域最終処分場の基本方針、コンセプトになります。

次期広域最終処分場の施設整備のコンセプトは、「未来を築く、地域と共生した最終処分場」となっています。

その中でさらに、3つのテーマを設けました。

テーマ1は、災害や気候変動に対して、強靭な構造を採用した、「安全・安心」な施設の整備をする、ことです。

次に、テーマ2は、施設内の緑化といった、自然環境や生活環境など、「環境に配慮」した施設を整備すること。

そして、最後のテーマ3は、地域に親しみをもって受け入れて頂けるように、「地域との融和」を考慮した、施設を整備することです。

以上、この3つがテーマが施設整備に関するコンセプトの柱となります。

5. 埋立計画について①

●埋め立てるごみと容量

- ごみ焼却施設で燃やした後の「焼却灰」。
- 燃えないごみを処理した後に残る
「不燃系処理残渣」
- 浸出水処理施設内の処理工程で発生する
「汚泥」
- 災害時に発生する「土砂・がれき類」
- ごみの総容量は52,100m³
(内 廃棄物 40,800m³)

8

次期広域最終処分場基本計画の概要②に移ります。

左側中段の（2）「埋立計画について」になります。

まず、「埋め立てるごみ」については、資料に記載している4項目が対象となっています。

ごみ焼却施設で燃やした後の「焼却灰」、燃えないゴミを処理した後に残る「不燃系処理残渣」、場内の浸出水処理施設と呼ばれる施設で発生する「汚泥」、災害時に発生する「土砂・がれき類」と、

いずれも悪臭の原因となる食品廃棄物のような有機物ではなく、無機物が対象です。

なお、埋立ごみの容量はトータルで52,100m³となっており、そのうち40,800m³が廃棄物となっています。

5. 埋立計画について②

●埋め立て方式

サンドイッチ型埋立方式

最終覆土層 0.5メートル以上

下記の層を繰り返す

覆土層 0.2メートル

ごみ層 2.5メートル

9

「3) ごみの埋め立て方について」になります。

ごみを埋め立てる際には、ごみの上に土をかぶせる「覆土」を行います。

これは、ごみの安定化を促したり、悪臭や火災を防いだり、害虫の発生を抑えたりするためです。

特に、ごみ層2.5メートルごとに20センチメートルの土をかぶせる方法（サンドイッチ型埋立方式）を採用します。

最終的には、埋め立てが終わった表面に50センチメートル以上の土をかぶせて埋め立てを完了させます。

5. 埋立計画について③

●オープン型最終処分場と覆型最終処分場

オープン型最終処分場	被覆型最終処分場
	

出典:「日向市一般廃棄物最終処分場パンフレット」

出典:「都城市高崎一般廃棄物最終処分場パンフレット」

10

「4) 被覆型最終処分場」です。

資料は左下と右側の写真になります。

前方に写しているのは資料右側の写真です。

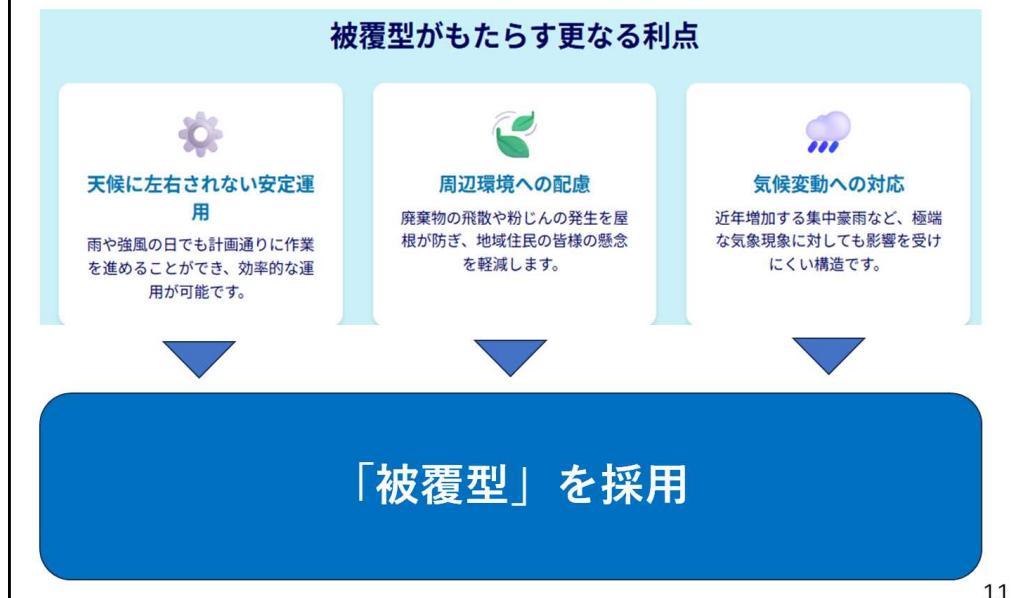
最終処分場には、大きく分けて「オープン型」と「被覆型」の2種類があります。

図の左側は現最終処分場であるオープン型の「日向市一般廃棄物最終処分場」、右側は都城市にある「被覆型最終処分場」です。

右側の被覆型処分場については真ん中の黒い屋根でうねっている部分が処分場で、ご覧のとおり住宅街の中に作られています。

5. 埋立計画について④

●被覆型最終処分場



右側中央部のイラストをご覧下さい。

次期処分場をどのように作るかにおいて、処分場の型式をどちらにするかは重要な選択です。

結論からお伝えしますと、タイトルのとおり「被覆型」の処分場を採用しました。

このことについては、「環境への影響」や「経済性」、「住民の方々からの要望」、「気候変動への対応」などの観点から判断いたしました。

分かりやすい例をお伝えしますと、昨今の線状降水帯やゲリラ豪雨への対応が分かりやすいと思います。

1時間あたりに50mm以上の雨が降る「短時間降雨」は、40年前と比較して1.6倍となっており、皆様も梅雨時期や夏に特に感じてらっしゃる方もいるんじゃないかなと思いますが、昨今の雨はバケツをひっくり返したような雨が降ることが多々あります。

例えば、1時間あたりに100mmの雨が降った場合、屋外で廃棄物を埋め立てている場合は、その水量を処理しないといけない設備が必要となります。

大型の設備を入れることで、当然経済性としても大きく負担がかかってきますし、雨が非常に多く降ることで、埋立地へ浸透し、廃棄物を通じて出てくる「浸出水」と呼ばれる水を処理する量も多くなってしまうため、機械自体も処理能力が大きいものが必然的に求められます。

被覆型の場合ですと、埋立地を屋根と外壁で遮るため、気象条件の影響を受けることはほとんどありません。

埋立物については機械設備により、定期的に散水することで、土壌成分の中和化を継続的に図ることができます。

そのため屋外に埋め立てるオープン型の施設と比較しても、少量の水で対応することが可能なため、同様に浸出水を処理する機械についても、より処理能力が小さいもので対応することが可能です。

このように様々な要因が結びつく中で、最終的に次期処分場につきましては、「被覆型」の処分場が適していると判断いたしました。

なお、雨水処理についてですが、埋立地を除く敷地内に流れた雨水については、散水用の配管や側溝等を通じて、同じく敷地内に配置している「雨水等貯留槽」や「防災調整池」へ流入することとなります。

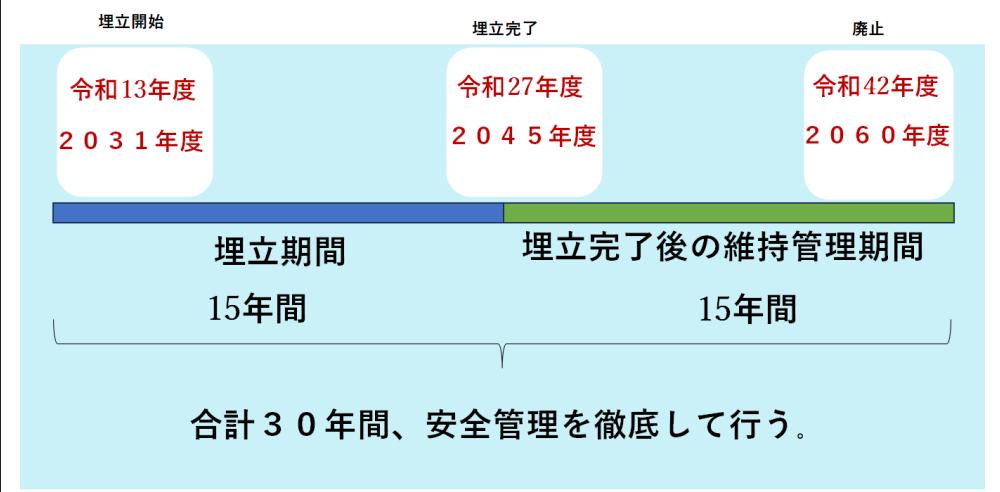
特に「防災調整池」では、耳川へ排水する前に水を貯留することで、流出量を調整することが可能となります。

具体的な施設のイメージについては、A4の資料、施設配置計画図とその裏面にあります菊池広域連合と書かれた配置事例をご覧ください。

後ほど施設については説明をさせていただきます。

5. 埋立計画について⑤

●維持管理期間



12

資料右下5番「維持管理期間」ですが、令和13年から開始を予定しており、埋立期間は15年としていますので、令和27年度までを計画しています。

また、埋立完了後はさらに15年の土質成分中和期間を設け、廃止につなげていく計画です。

廃止については資料に記載してあるように、計画では令和42年度となっていますが、中和処理が適切に進み、中和が早く完了した場合には、廃止も早くなる形となります。

6. 建設候補地の地質について

● 地層の性質と特徴

地層名	岩相・層相	年代	固さ	特徴
沖積層	粘土・砂・れき	現在	柔らかい	旧水田、谷底平野
阿蘇4 火碎流	中溶結相	約9万年前	堅硬	熱と自重で溶結した岩相
	弱溶結相		硬質	
	非溶結相		軟	急冷し、溶結できなかつた相。火山ガラス
	変質粘土相		極軟	非溶結相が変質し、粘土相となった。遮水層
間隙 堆積物	湖沼堆積物 (れき・砂・シルト)	約10万年前 (基盤岩と阿蘇火碎流間の堆積物)	軟弱	耳川の氾濫により堆積した土砂(湖沼堆積物)
	段丘堆積物 (玉石)		硬質	昔、耳川が流れている時の河床堆積物
日向 層群	砂岩・粘板岩 (ねんばん岩)	約6000万年前	堅強	基盤岩

水処理施設の基礎

埋立地の基礎

13

資料②裏面左側の（3）「建設候補地の地質について」をご覧ください。

候補地の地質については昨年度に調査を行ったのですが、図の色分けされたところをご覧いただきますと、下から岩相、はるか昔の耳川が通っていたことによる玉石や砂礫といったものが固まった層、そして阿蘇の火碎流が堆積した層、最後に粘土や砂等が積もった層という大きく分けて4つの層に分かれていることが判明しました。

その中で層についても様々な硬さに分かれ、資料図の右側に矢印が書いてありますが、埋立地や水処理施設については、それぞれ硬く安定した層に建てる計画です。

7. 施設の主な計画①

●最終処分場における施設一覧

区分	設備名	区分	設備名
1.廃棄物貯留	貯留構造物	4.ガス対策	ガス抜き施設
	被覆施設		管理棟
	遮水工		トラックスケール
	漏水検知・修復システム		搬入道路
2.浸出水処理	浸出水集排水施設	5.運搬・搬入	管理道路
	浸出水取水導水施設		洗車設備
	浸出水貯留施設		上下水道設備
3.地下水・雨水対策	浸出水処理施設	6.インフラ	電気通信設備
	地下水集排水施設		雨水貯留施設
	雨水集排水施設		7.安全・管理
	防災調整池		

14

次は同じく2頁左側下部にあります「(4)施設の主な計画」についてです。

まず、施設一覧についてですが、そちらの表のとおり、最終処分場においては記載されているような様々な施設があります。

大きく分けると7つの区分に分かれた施設となり、それぞれ「廃棄物貯留」、「浸出水処理」、「地下水・雨水対策」、「ガス対策」、「運搬・搬入」、「インフラ」、「安全・管理」に関する施設となります。

さらにその中でも分かれていますが、この中の主だったものについて説明いたします。

7. 施設の主な計画②

被覆型最終処分場の施設配置事例菊池広域連合（パンフレットより）



分かりやすい例として、先ほどお伝えさせていただいた A4 資料「施設配置計画図」の裏にある、写真で示された「施設配置事例」をご覧下さい。

こちらは熊本県にあります菊池広域連合が令和4年度より供用開始している最終処分場及び、ごみ焼却施設になります。

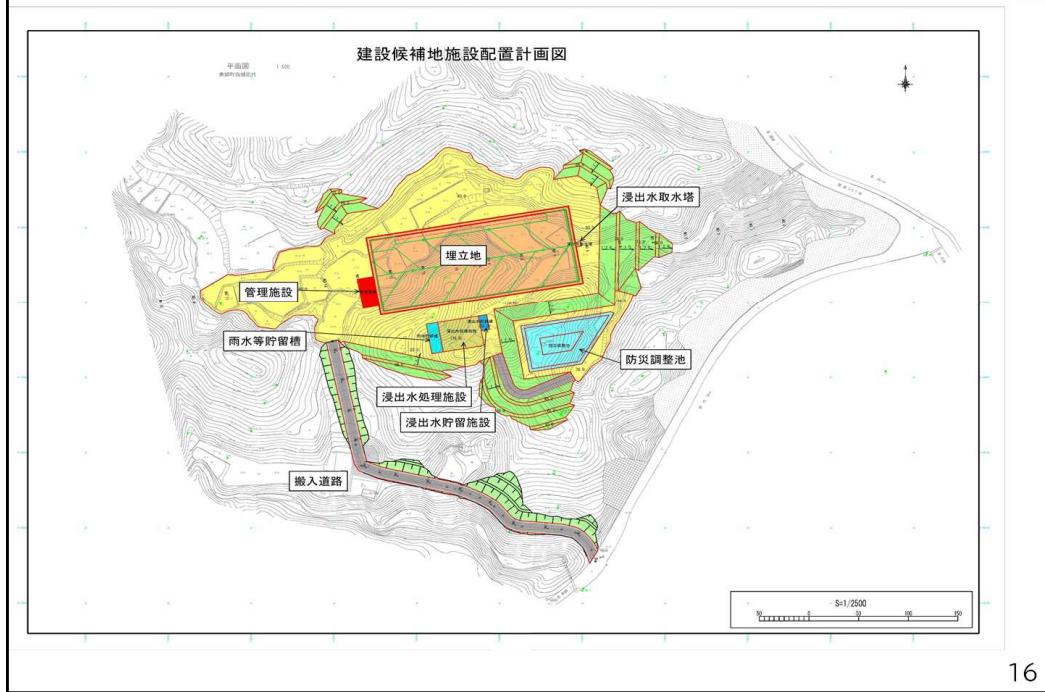
赤線で囲ってある箇所が次期処分場においても設置される施設や設備になりますし、中央右上の最終処分場の中が左下の内部写真になります。

なお、主要設備については右下に例が載っており、真ん中の枝になっているようなものが「浸出水配水管」でして、同じく写っている「散水設備」によって放水された水は、埋め立てられた廃棄物を通って、この「浸出水配水管」に流れる形になります。

この仕組みについては後ほど関連したお話が出てきますので、その際に「漏水検知システム」とともにご説明いたします。

その他にも、ガスが地中で発生した際に地上へ発散させる「ガス抜き管」や、壁面や底面には「遮水シート」を敷設しています。

7. 施設の主な計画③



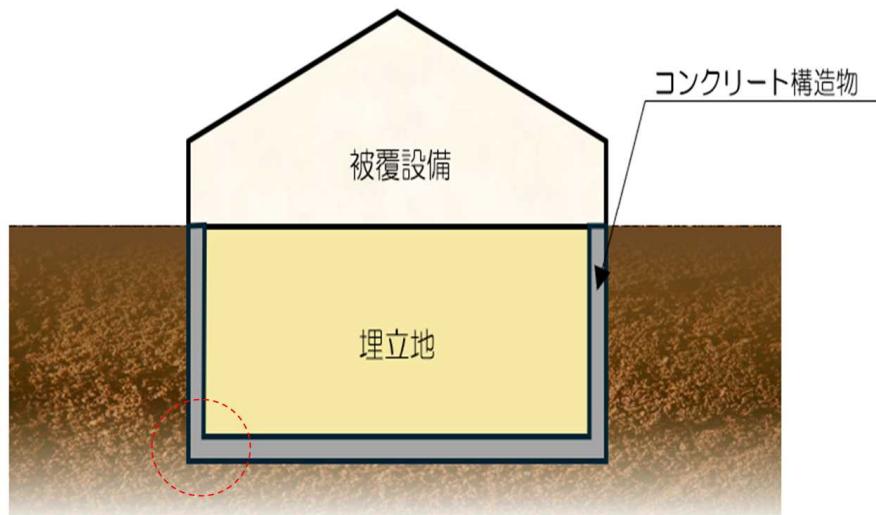
16

裏面の「施設配置計画図」をご覧下さい。
現処分場での計画では、この図に記されたような形で整備していく予定です。

真ん中上部のオレンジ部分が埋立地と浸出水取水塔、その左横の赤が管理施設、埋立地下の半透明の黄色が埋立物を通って出てきた水を処理する浸出水処理施設、その左右の小さい青のうち、左が雨水等貯留施設、右が浸出水貯留施設、そしてさらに右の水色が、地面に降った雨等がたまる防災調整池、最後にグレーの箇所が搬入道路となります。

7. 施設の主な計画④

●貯める場所の作り方（貯留構造物）



17

A 3 資料、基本計画の概要②の資料に戻ります。

(4) 「施設の主な計画」です。

2頁右上の 2) 「貯める場所の作り方（貯留構造物）」をご覧ください。

こちらについては先ほどご説明させていただいた、主要な施設の一つで、埋立地の基礎となる「貯留構造物」について説明いたします。

「貯留構造物」は廃棄物を埋め立てる場所です。

構造としてはコンクリート構造で、廃棄物が崩れることを防ぎ、また、浸出水が外部へ漏れ出さないようにするため設置します。

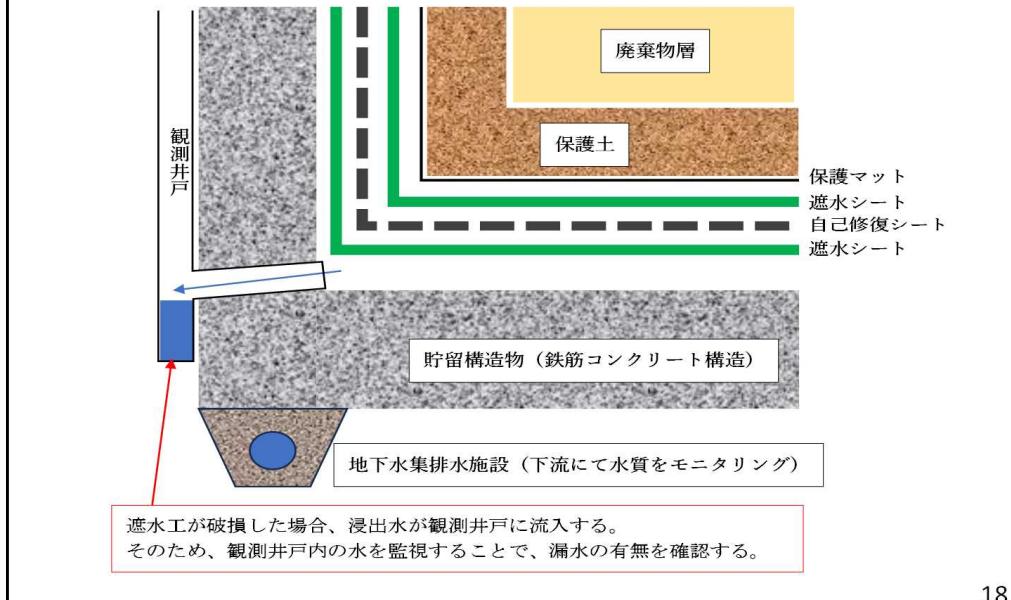
作る地盤は、先ほど地質の説明時にお伝えしたとおり、安定した硬さがある「段丘堆積物」の層になるため、地盤沈下にも対処できます。

また、コンクリート自体の厚さも 1 m 以上と十分堅牢性を確保できるようにしておおり、構造物の深さは 12 m、奥行きが 40 m、横幅が 120 m で計画しています。

なお、この「貯留構造物」の整備の際には沈下を防ぐため固い地盤まで土の採掘を行いますが、これらの採掘した土は、盛土や覆土に使う計画としており、外部への搬出する土を最小限にるように計画しています。

7. 施設の主な計画⑤

●漏れを防ぐ仕組み（遮水計画）



18

次に「貯留構造物」の下部の「遮水計画」に関して説明します。

2頁右下の3) 「漏れを防ぐ仕組み」をご覧ください。

該当箇所をお伝えしますと、先ほどのコンクリート構造物の図、左下の赤線部分になります。

この構造につきましては、浸出水が下部へ流れてきた際に外部へ漏らさないようにするシステムです。

図を見ていただきますと、緑色で記されているものが水を遮る遮水シートです。

このシートを構造物の上に二重に敷き、その間に自己修復シートと呼ばれるシートを敷くことで、万が一遮水シートに穴が開いて漏れたとしても、自己修復シートが水分と触れた際に膨張し、穴を防ぐことで、物理的に水を通さないように対応する予定です。

なお、分かりやすいイメージでお伝えしますと、赤ちゃんのオムツを想像してください。

赤ちゃんのオムツは、中で用を足した際にその水分を吸収して、モコッと膨らみます。

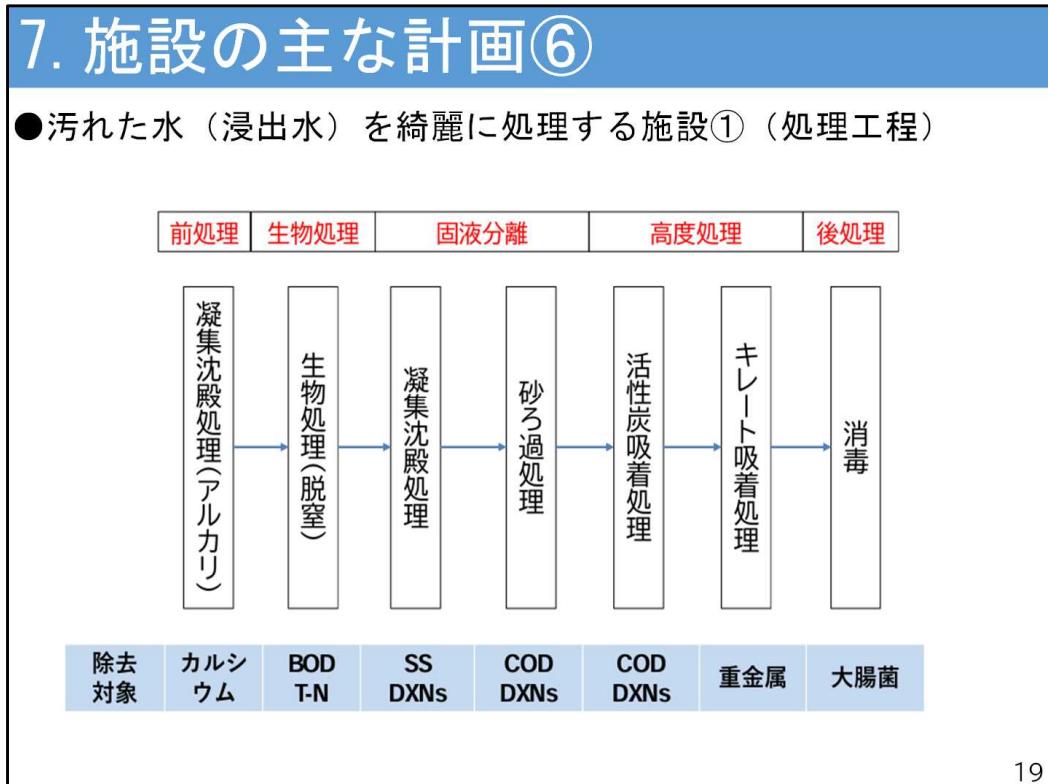
その様な形で、自己修復シートに水分が触れるとその部分が膨れ上がり、物理的に穴を塞ぐようになります。水を通さない形になります。

ちなみにですが水分を含んだシートは、その後も膨らんだままの状態になりますので、穴については塞がれた状態で維持されることとなります。

その他にも観測井戸の設置や地下水集排水施設においてモニタリングを実施することで、常に漏水を監視する検知システムを整備します。

7. 施設の主な計画⑥

●汚れた水（浸出水）を綺麗に処理する施設①（処理工程）



3頁左上の4番の「汚れた水（浸出水）をきれいに処理する施設」についてご説明いたします。

埋立地を通って出てきた浸出水は、排水管を通じて「浸出水処理施設」に送られます。

この施設において図の赤色で記された5段階処理を行い、国が定める排水の基準以下まで処理します。

この処理については、最初に「前処理」、そして次に「生物処理」、「固液分離」、「高度処理」と続きまして、最後に行うのが「後処理」となります。

それぞれの処理工程で「カルシウム」、「水質汚濁」、「窒素」、「浮遊物質」、「ダイオキシン」、「重金属」、を除去し、最後に消毒することで「大腸菌」を除去します。

7. 施設の主な計画⑦

●汚れた水（浸出水）を綺麗に処理する施設②（水質基準）

水質項目	国の法規制等			処理水水質設定(案)
	基準省令 (排水基準)	性能 指針	ダイオキシン類 対策特別措置法	
pH (酸性かアルカリ性かを示す値、7が中性)	5.8~8.6	—	—	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量BOD(mg/L) (水の汚れ具合を示す値)	60	20	—	10
化学的酸素要求量COD(mg/L) (水の汚れ具合を示す値)	90	50	—	20
浮遊物質量SS(mg/L) (水の中に浮く、小さな泥などの粒の量)	60	10	—	10
窒素含有量T-N(mg/L)	120 (日平均60)	—	—	60
ダイオキシン類(pg·TEQ/L)	—	—	10	10
重金属類	20項目以上で基準の 設定あり	—	—	基準省 令に従 う

20

次に基準についてですが、水質処理工程の下記の表をご覧下さい。

図の右端に「処理水水質設定（案）」と記載されている箇所が次期処分場における排出前の処理水の水質設定値になります。

国の基準については表中央部にありますが、右端の処理水水質と比較していただくと、処理水の水質は基準値と同等か、もしくは3分の1以下の数値で設定していますので、それだけ厳しく、そして綺麗な水質になるように計画しています。

なお、先ほどの5段階の水質処理に関して、全国の施設の中では、「高度処理」という工程を実施していない施設もありますが、当連合におきましては処理水を「確実に安心できる処理水」とするために実施します。

5番は「その他の施設」になります。

メインの施設については以上の説明となります、その他の施設として、先ほどの一覧にもありました、搬入者の重さを測る「トラックスケール」や、タイヤに付着したごみをきれいに落とすための「洗車設備」、環境影響を監視するためのモニタリング設備などもあります。

8. 跡地利用について

- 埋立が完了した土地は、地域貢献につながるよう有効に活用します。
- 跡地利用計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による安全上の制限を守りながら、地域住民の方々と協議に基づいて進め、地域にとって有益な活用を目指します。
- 跡地利用の実績例
公園、緑地、スポーツ施設（野球場、パターゴルフ場など）太陽光発電施設など

21

3頁右上をご覧ください。
「（5）跡地利用について」になります。

こちらの方については、地元住民の方々との協議に基づいて進めます。
利用計画案については今後決めていくことになりますが、現時点では未定です。

ただし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、通称では「廃掃法」と呼ばれていますが、この国の法律に基づいて検討していくことになります。

そのため、跡地については何でも使用可能というわけではなく、法律的な制限がかかる形となります、地域の方々にとって有益な活用ができるよう検討を進めていきたいと思います。

また、全国的な活用事例では、公園や緑地、野球場・パターゴルフ場などのスポーツ施設、太陽光発電などがあります。

9. 概算工事費と財源内訳について

●概算工事費

単位:千円

概算工事費	備考
4,250,000	最終処分場各施設、管理施設、関連施設（道路、外構、防災調整池）、浸出水処理施設を含む

●財源内訳

単位:千円

循環型社会形成推進交付金	1,130,000
起債（一般廃棄物処理事業債）	2,670,000
一般財源	450,000
計	4,250,000

22

同じく3頁 右下「（6）概算工事と財源内訳について」です。

概算工事は令和6年度時点で42億5千万円となります。

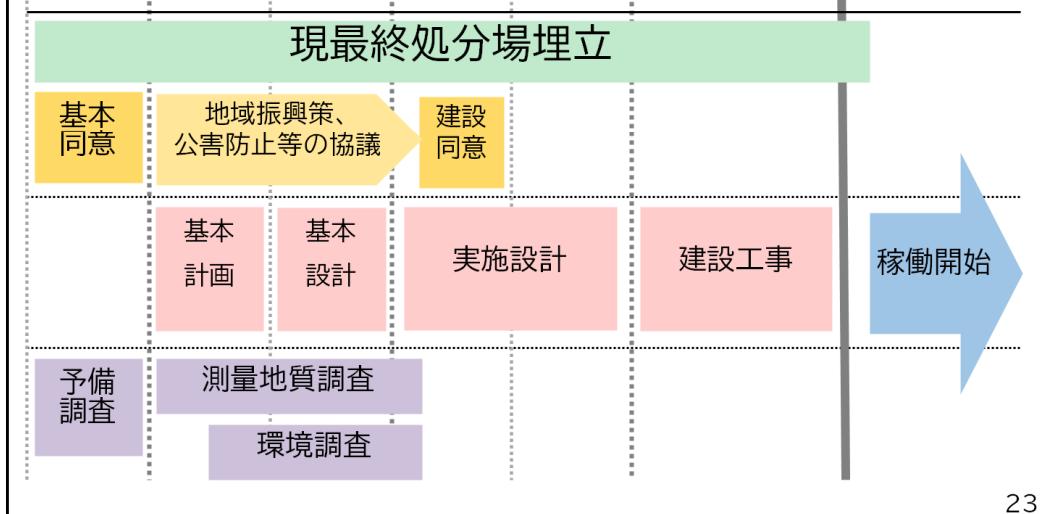
全ての費用を自治体の財源だけで賄うことは困難なため、交付金や、事業債などの国からの財政支援制度を活用しまして、できるだけ実質負担額を抑制する計画としております。

10. 事業スケジュール

令和13年度以降からの埋立開始に備えるため、段階的に計画設計、各種調査を実施しています。

(現時点でのスケジュールです。)

令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10~12年度 令和13年度以降



23

計画に関する説明については最後になりますが、A3の両面印刷されている資料「次期広域最終処分場整備事業の概要①」をご覧下さい。

1ページ右下に整備スケジュールを記載しています。

令和6年度まではスケジュールのとおり事業を進めておりまして、中程のピンクの囲みの中の「基本計画」を作成したところです。

令和7年6月25日の正副連合長会議で計画案が承認されたことから、本日、説明会で、その内容の説明をさせていただいております。

令和7年度は測量調査や立竹木の補償関係調査、既に実施している生活環境影響調査等を行い、併行して施設の基本設計を作成する予定です。

それを基に次年度は地元区及び地権者の方々より建設合意をいただきまして、用地取得、そして実施設計の作成を令和9年度にかけて行っていく計画です。

そして令和10年度より工事を開始し、12年度に完成、13年度より供用開始とする予定であります。

ただし、このスケジュールにつきましては、現時点での案であります、日向市最終処分場の状況や建設合意、及び用地取得の状況次第で変更となる場合もございます

11. 懸念事項の対応等について①

●耐震設計について

①最終処分場のコンクリートピットや被覆施設、浸出水処理施設は、表層の軟らかい地盤は除去し、より硬い地盤に設置します。これにより、地盤沈下や地震の影響を最小限に抑えることができます。

②耐震設計は、地域ごとに対象となる地震に対して設計を行います。宮崎県における想定される最大の地震は「南海トラフ巨大地震(陸側ケース)」です。想定される大きな地震で、損傷が発生したとしても速やかに修繕ができる設計(レベル2地震動の目標)を行います。

懸念される事象	対応策
大規模地震でコンクリートピットにひびが入り、ごみや浸出水が外部に漏れないか。	大規模な地震が発生した場合でも、最終処分場内のコンクリートピットは耐震設計によりひび割れが起こりにくい構造となっています。しかし、万が一ひび割れが生じたとしても、内部には二重の遮水シートを設置しておりますので、これらの遮水シートに損傷がない限り、ごみや浸出水が外部に漏れ出すことはありません。 また、災害後には施設の安全性と健全性を確認し、問題がないことを確認してから施設を再稼働します。

24

以上で、次期広域最終処分場整備基本計画についての説明を終わりますが、引き続き「次期広域最終処分場整備事業の概要①」の裏面2ページをご覧下さい。

こちらの説明をさせていただきます。

資料の「4) 施設について」をご覧下さい。

ここからは施設に係る懸念事項の対応等についてご説明いたします。

まず、耐震設計についてです。施設の基礎となる地盤は表層にある柔らかい部分は除去し、施設は硬い地盤に設置します。これにより地盤沈下や地震の影響を最小限に抑えることができます。

また、耐震設計の想定地震は、南海トラフ巨大地震を想定して設計を行います。

この想定される巨大な地震で、万が一損傷しても速やかに修繕ができる設計を行います。

ここで出てくる懸念事項として、「コンクリートピットが損傷した際にごみや浸出水が漏れないか」、という事が挙げられます。こちらにつきましては、コンクリートの厚さを現時点では1m～2mとかなり厚みをとり、さらに鉄筋を入れることで強固にすることにより、ひび割れを起こしにくくす

る設計にする予定です。

また、さきほどもご説明させていただいた遮水シートや自己修復シート等による漏水検知システムを構築することでしっかりと対応をとることができますように検討しています。

また、災害時には施設の安全性等をしっかりと確認し、運転に問題がないことを確認してから再稼働する形となります。

11. 懸念事項の対応等について②

●排水計画について

- ①埋立地内に人工的に散水し、発生する浸出水は法規制より良好な水質まで適切に処理します。
- ②埋立地の外部に降る雨水は、被覆施設や雨水排水路により廃棄物に触れないように管理します。
- ③現在使用している日向市最終処分場から発生する排水(処理水)も法規制以下まで十分に処理できています。次期広域最終処分場においても、最新の技術を活用し、より一層適切な処理を行います。

懸念される事象	対応策
停電により水処理施設が稼働しないときはどうするのか。	散水も停止するため、新たな浸出水は発生しません。
処理が適切に行われず排水基準を超過することはないか。	放流前の水質を常時観測し、基準を超過する場合は返送した上で、再度処理を行います。
稼働後の水質は確認するのか。	法律で定められた維持管理基準に基づいて放流水のモニタリングを以下のとおり実施します。 ・基本的な水質項目:月1回以上 ・その他の項目:1年に1回以上

25

次に排水計画になります。

結論からお伝えしますと、埋立物を通じて出てきた浸出水は、国の基準に従ってきれいな水にした上で放流します。

これは現在の日向市最終処分場でも同様で、次期処分場については最新の技術によりさらに適切な処理をし、対応します。

排水についても一部「浸出水処理施設」に関する箇所で説明をさせていただきました。

浸出水は排水する時点で、法で定められている基準値並みか、それ以下にしますが、これは現処分場である日向市一般廃棄物最終処分場においても同様です。

また、埋立地外部に降る雨水等は廃棄物に触れないように管理します。

こちらに関する懸念事項としては「停電により水処理施設が稼働しないときはどうするのか」「処理が適切に行われず排水基準を超過することはないか」「稼働後の水質は確認するのか」ということがあります。

まず「停電により水処理施設が稼働しないときはどうするのか」ですが、こちらの際は機械散水も停止するため、新たな浸出水は発生しません。

また、「処理が適切に行われず排水基準を超過することはないか」については、放流前の水質を常時観測し、基準超過の場合は返送したうえで再度処理を行います。

3番目の「稼働後の水質確認をするのか」については、法律で定められた維持管理基準に基づき、放流水のモニタリングを実施します。

11. 懸念事項の対応等について③

●粉じん対策について

- ①埋立作業時は作業車両の出入り口等の開口部を封鎖し、屋内空間で作業することで、粉じんが外部に漏れ出ることを防ぎます。
- ②埋め立てた廃棄物には、定期的に散水を行い、湿らせることで粉じんが舞い上がりないように管理します。
- ③廃棄物運搬車両は、場外へ出る前にタイヤなどの洗浄を行います。これにより、タイヤなどにごみが付着して持ち出されることを防ぎます。

懸念される事象	対応策
廃棄物運搬車両の荷台から運搬中の灰等が舞うのではないか。	廃棄物運搬時は車両の装備やシートなどにより、外に積載物が漏れないようにします。

26

3番目に粉塵対策です。

粉塵対策については、まず埋立作業時には出入り口等は閉め、屋根と外壁で覆われた屋内空間で作業を行うことで、粉塵が外に出ることを防ぎます。

また、埋め立てた廃棄物については定期的に散水を行い、粉塵が舞わないようにします。

運搬車両については、外に出る際に廃棄物がタイヤ等に付着したまま出ないように、屋内で洗浄をし、持ち出さないように防ぎます。

懸念される事として、運搬中に荷台から灰等が舞ってしまうんじゃないかということを考えられますが、この点については車両の装備やシートなどで覆うなどして、漏れないように対処します。

11. 懸念事項の対応等について④

●悪臭対策について

- ①悪臭の主な原因となる生ごみや食品廃棄物といった腐敗しやすい廃棄物は埋立を行いません。
- ②埋立後、一定の高さごとに土を被せ、臭気の拡散を防ぎます。
- ③廃棄物運搬車両が場外へ出る前には、タイヤなどを洗浄し、汚れを外に持ち出すことを防ぎます。

懸念される事象	対応策
換気口から常に悪臭が出てくるのではないか。	換気は、作業員の安全衛生を確保するために法律で義務付けられているもので、埋立作業を行う前と作業中にのみ実施します。夜間や休日など、作業を行っていない時間帯に換気が行われることはありませんので、常に悪臭が拡散され続けることはありません。
風の強い日など、処分場全体から臭いが漏れてこないか心配。	腐敗しやすい廃棄物を受け入れず、覆土の実施などを行うことで、臭気の発生と拡散を抑制します。施設の構造(屋根)と適切な管理体制により、周辺への影響を最小限にします。

27

最後に悪臭対策についてです。

まず、生ゴミ等の腐りやすい廃棄物は埋立対象外となっています。また、埋め立てた後は一定の高さ毎に土を被せ、臭いの拡散を防ぎますし、先ほどの粉塵の際にもお伝えしましたが、場外へ出る際にはタイヤ等を洗浄して出ますので、汚れは外に出さないように対処します。

懸念される事象についてですが、換気口から常に悪臭が出てくるのではないか、ということがあります。

こちらについてですが、作業する際の必要事項、作業員の安全衛生を確保するために換気は必須として義務づけられています。しかし、埋立作業前を除き、作業外の時間については行いませんので、夜間や休日等に拡散されることはありません。

また、風の強い日などに臭いが漏れてこないかという事も考えられますが、先ほどお伝えしましたとおり、腐りやすい物は対象外ですし、埋立物には覆土をするなどして対処することで臭いの発生と拡散を防ぎます。

さらにそこに施設形状が被覆型のため、この構造も含め、適切な管理体制をとることで、周囲への影響を最小限に抑えるように対応していきます。